おわりに

最後に、大阪府人権協会が毎年集約している大阪府内における部落差別事象について、 二〇〇六年の件数を表にして紹介しておく(差別事象総括表)。

人権軽視の危険な政治動向と市場原理主義優先の経済政策のもとで、格差拡大社会はますます固定化し、国民の不安は増大してきている。このような政治・経済・社会状況が、差別事件や人権侵害を頻発化させ悪質化させてきている。端的な事例は、「部落地名総鑑」が三〇年ぶりに新たに発覚し、電子版まで存在していることが判明したことである。このことは、日本社会での部落差別の根深さをあらためて実証した。

部落差別の実態は依然として厳しいものがあるが、他方で本書でいくつか紹介してきたように、個々の差別事件の真相糾明のなかから課題と今後の方向がより明確にされてきている。しかしながら、一部に、その真相糾明の取り組み一すなわち事実確認会や糾弾会一に対する法務省や一部団体による批判を、差別者が拠り所として逃げ込んでいる状況もみられる。このようななか、被差別当事者の人権侵害に対して、事実確認会や糾弾会との相乗効果のある救済措置の仕組みが必要であり、かつ求められている。

(以下、24頁下段の表)

差別事象総括表(2006.1.1~2006.12.31)

	落書	投書	発言	インタ	電話	貼り紙	その他	計
				ーネット				
部落差別	45	8	21	18	16	2	0	110

〈確認体制〉

- 1. 部落問題に関わる事象を中心に市町村や関係団体が把握した差別事象を、大阪府人権協会が報告を受け、集約した。
- 2. 大阪府人権協会でまとめた一覧表をもとに、具体的には大阪府人権室・大阪府教育委員会・大阪市市民局人権啓発課・大阪市教育委員会、府人権協会とで「集約会議」を開催し、チェックしたうえで確認した。

〈分類の内容〉

- 1.「落書き」には日誌やしおり等に書かれたものも含む。
- 2.「投書」は特定の個人・団体・機関への郵送や投げ込みなど。
- 3.「貼り紙」は不特定の人によって見られる可能性のあるもの。

〈集計方法〉

1. 連続差別事象は1件として数えた。

2. 1件の差別事象に複数の差別(部落差別と外国人差別など)が含まれるものは、1件として数えた。